



秋田地方法務局
供託課 遺言書保管官
石川 智 いしかわ さとし

〔執筆者から一言〕
遺言は、「もう幾ばくもない」と思った時にはなかなか作成できるものではないと思います。お元気な今のうちに作成することをお勧めします。

法務局に預ける！ 「自筆証書遺言書保管制度」について

新年明けましておめでとうございます。今号では新年に当たり、法務局の新しい制度を御紹介します。新たな一年の初めに考えてみませんか。

事業継続のため 遺言書を準備しませんか

事業主の皆さん、オーナー出資者の皆さんは、様々な相続対策を考えておられると思います。若手の皆さんは「これから」という方も多いかもしれません。

事業主の皆さん、オーナー出資者の皆さんが事業や出資金(株式)を配偶者や子供に、あるいは信頼のおける仲間や従業員に自らの手で託し、その事業を安定的に継続させることは、理想的なことであり、幸せなことでもあると思います。

しかし、新型コロナウイルス感染症はまだ収束しておらず、また、いつ不慮の事故に巻き込まれるかもしれない世の中にあっては、万が一に備えて、ご自身の相続のことを考えておいたほうがいいかもしれません。



遺言を書いた方がいい場合とは

個人事業主が死亡した場合、事業用資産を含む遺産の一切は相続人が相続することになりますが、相続人間の遺産分割協議の結果次第では、事業の承継ができなくなる場合があります。

しかし、遺言書に事業用資産を特定の相続人や第三者に承継させることの意味を残しておくことにより事業の承継が可能となります。株式会社であれば、所有株式について同じように遺言書に承継者を定めておくことで、会社を承継することができます。

遺言に関する基礎知識

遺言にはいくつかの種類があり、ほとんどの場合は自筆証書遺言書か公正証書遺言書で作成されています。自筆証書遺言書は、その名のとおり自ら手書きして作成する方式です。公正証書遺言書は、公正証書として遺言書を作成するというもので、公証役場の公証人に遺言の内容を伝えて作成してもらいます。

いずれの遺言書でも定められた方式により作成された場合は、法律に定められた「遺言でできる行為」の実現が法的に保障されます。財産を特定の相続人又は相続人以外の方や法人等へ遺贈したい場合は必ず遺言書を作成しておかなければなりません。

自筆証書遺言書と公正証書遺言書の比較

自筆証書遺言書は、自書能力さえあれば他人の力を借りることなく、いつでも自由なタイミングで作成することができ、特別の費用もかからず、遺言者にとって手軽で、かつ自由度の高い方式です。ただし、財産目録を除いて自ら手書きしなければならず、遺言書を作成する上で規定を守らないと無効になってしまいます。また、作成後自らが管理、保管することになりますが、紛失してしまう、改ざんされる、相続人が遺言書の存在に気付かないまま放置する等のリスクがあります。

公正証書遺言書は、法律に精通した公証人が作成するので、確実な遺言方式です。ただし、公証人への遺言書作成手数料の支払いや、証人2名の手配が必要になります。

自筆証書遺言書と公正証書遺言書は上記のとおり一長一短があるため、各人の判断で選択していただくことになります。



自筆証書遺言書保管制度をご利用ください

令和2年7月10日から自筆証書遺言書を法務局がお預かりする「自筆証書遺言書保管制度」が開始され、民法第968条に従って自筆証書で作成された遺言書は、法務局に対し、保管の申請をすることが可能となりました。この制度を利用していただくことによって、手軽で自由度が高いという自筆証書遺言書の利点そのままに、自筆証書遺言書の持つリスクを軽減することができます。

また、法務局に保管された遺言書は、遺言者の確認がされ、偽造、変造がないことが明らかですから、家庭裁判所による検認の手続(民法第1004条)が不要となっています。

万が一のときに、事業を家族や従業員又は後継者に確実に承継させるための方法として自筆証書遺言

書を検討される場合は、併せて法務局の自筆証書遺言書保管制度の活用もご検討ください。

自筆証書遺言書保管制度の詳細は、法務省ホームページ「遺言書保管」を検索するか、最寄りの法務局もしくは

秋田地方法務局 供託課 ☎(018)862-1171
にお問い合わせください。

あなたの大切な
遺言書を守ります。
全国の法務局で
ご利用いただけます。

